

目次

第1章 基礎年金制度と合算対象期間

I 年金制度のしくみ

1 公的年金制度と基礎年金	8
2 国民年金の加入者	12
3 基礎年金の費用負担と国民年金の保険料	16
4 厚生年金保険の概要	22
5 加入期間の計算	26
6 新法による年金と旧法による年金	30
7 年度ごとの年金額（改定率・再評価率）の改定	32

II 老齢年金の受給資格要件と年金額

1 老齢基礎年金の受給資格要件	36
2 老齢基礎年金の受給資格要件の特例	41
3 老齢基礎年金の年金額	52
4 老齢厚生年金の受給資格要件	60
5 老齢厚生年金の年金額	64
6 老齢年金の繰上げ支給・繰下げ支給	82

III 合算対象期間

1 合算対象期間の考え方	87
2 合算対象期間の具体例（受給権の確保を目的とするもの）	89
3 合算対象期間の具体例（年金額の適正化を目的とするもの）	100

IV 障害年金と遺族年金の受給資格要件

1 障害基礎年金の受給資格要件	104
2 障害厚生年金の受給資格要件	108
3 遺族基礎年金の受給資格要件	111
4 遺族基礎年金の受給資格要件の特例	113
5 遺族厚生年金の受給資格要件	132

第2章 事例集

I 老齢基礎年金のみの事例

1 自営業者等の期間のみの人	138
2 被用者年金制度の加入者の配偶者	142
3 国民年金の任意未加入期間がある人	144
4 厚年の脱退手当金を受けた人	146
5 海外在住期間がある人	147
6 国民年金から任意脱退した人	149
7 日本国籍を取得した人等の昭和56年12月以前の在日期間	151
8 日本国籍取得等の前日までの海外在住期間	153
9 退職年金等の受給権者	154
10 合算対象期間のみの方の振替加算	156

II 老齢厚生年金の事例

1 厚年の被保険者期間のみの人	157
-----------------	-----

2	厚年と国年の加入期間がある人	162
3	昭和36年3月以前、20歳未満および60歳以後の厚年の被保険者期間	164
4	昭和36年3月以前の厚年期間のみの人	167
5	坑内員・船員（第3種被保険者）の場合	169
6	昭和61年3月までの旧船員保険の期間がある場合	174
III 障害給付・遺族給付の事例		
1	障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件	178
2	保険料免除期間がある人	181
3	初診日等前1年の保険料納付要件の経過措置	182
4	60歳以上65歳未満で公的年金制度に未加入の人	183
5	昭和36年3月以前、20歳未満および60歳以後の被用者年金制度の加入期間	185
6	65歳以上70歳未満の厚年被保険者期間中に初診日がある場合	187
7	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人の遺族基礎年金	189
8	60歳未満で国年未加入中に初診日等がある場合	191
9	外国人の障害基礎年金・遺族基礎年金	192
第3章 通算年金制度の仕組み		
1	通算年金制度とは	194
2	通算の対象となる制度	196
3	通算対象期間	197
4	通算対象期間の計算	199
5	通算老齢（退職）年金の受給資格要件	200
6	通算老齢（退職）年金の年金額	202
第4章 通算老齢年金事例集		
1	国年の加入期間を含めると25年	204
2	カラ期間を含めると25年	206
3	国年以外の加入期間で20年	208
4	老齢（退職）年金の受給資格期間を満たした人	210
5	厚年と船保の交渉法による調整	212
6	厚年と船保の2つの通算老齢年金	215
7	2つの老齢（退職）年金が支給される人	217
8	海外在住期間の取扱い	219

I 年金制度のしくみ

1 公的年金制度と基礎年金

わが国の公的年金制度は国民年金と厚生年金保険の2種類によって構成され、それぞれの根拠法および加入者は次のとおりです。

- (1) 国民年金： 国民年金法（昭和34年法律第141号）で規定——①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人（国民年金第1号被保険者）、②厚生年金保険加入者のうち、65歳未満の人または老齢基礎年金や老齢厚生年金などの受給権をもたない人（国民年金第2号被保険者）、③国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者である20歳以上60歳未満の人（国民年金第3号被保険者）が加入
- (2) 厚生年金保険： 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）で規定——民間のサラリーマンや公務員などの被用者が加入

上記の加入者の範囲からわかるように、厚生年金保険に加入すると、同時に国民年金にも加入することになります。

●被用者年金制度の厚生年金保険への一元化

被用者が国民年金と同時に加入する公的年金制度は、現在は厚生年金保険1種類のみですが、かつては職種に応じてさまざまな被用者年金制度が運営されていました。しかし、厚生年金保険以外の被用者年金制度は、順次厚生年金保険に統合されていき、平成27年10月1日に厚生年金保険に一元化されました。

(従来の) 被用者年金制度	加入者	厚生年金保険への統合の時期	平成27年10月1日の一元化後の被用者年金制度(厚生年金保険)における加入者区分(注1)
厚生年金保険(注2)	事業所に使用される人のうち、下記の被用者年金制度(厚生年金保険に統合される前)の加入者でない人		第1号厚生年金被保険者
船員保険の職務外年金部門(注3)	船員として船舶所有者に使用される人	昭和61年4月1日	第1号厚生年金被保険者
国家公務員等共済組合のうち、日本たばこ産業共済組合(JT共済)、日本電信電話共済組合(NTT共済)および日本鉄道共済組合(JR共済)【「旧適用法人共済組合」といいます】(注4)	日本たばこ産業株式会社の職員、日本電信電話株式会社の職員および旅客鉄道会社等の職員	平成9年4月1日	第1号厚生年金被保険者

Ⅲ 合算対象期間

1 合算対象期間の考え方

被用者年金制度に加入することができない自営業者等が加入する公的年金制度として国民年金が昭和36年4月1日に発足し、国民皆年金という原則が確立されました。そして、分立している公的年金制度の加入期間を通算して老齢（退職）年金を支給する通算年金制度も同日に発足し、これにより、個々の公的年金制度に短期間しか加入しなかった場合でも、相異なる公的年金制度の加入期間を通算したものが所定の年数以上あれば、各公的年金制度からその加入期間に応じた額の通算老齢（退職）年金が支給されることとなりました。

このときにはさらに、加入期間が公的年金制度間で通算してもなお短い人に通算老齢（退職）年金が支給されるようにするため、公的年金制度に加入した期間だけでなく、いかなる公的年金制度にも加入していなかった期間のうち所定の条件を満たした期間（カラ期間）もまた通算老齢（退職）年金の受給資格期間に算入されることとなりました（旧通則法第4条第2項）。なお、この「カラ期間」は、あくまでも通算老齢（退職）年金の受給資格に反映されるにとどまり、通算老齢（退職）年金の額には反映されません。

昭和61年4月1日に国民年金が抜本的に改正されると、国民皆年金の原則が徹底され、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の人はほとんどすべて加入することになりました。そして、公的年金制度のしくみによってある期間公的年金制度に加入しなかったため、高齢者になって老齢基礎年金の支給を受けられないということが起きないように、従来のカラ期間の対象範囲を拡大した概念である「合算対象期間」を老齢基礎年金の受給資格期間に算入することになりました。その結果、日本国内に長期間住んでいた人には、保険料未納期間がかなりの割合を占めているという場合でない限り、老齢基礎年金が支給されることになっています。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{国年保険料納付・免除期間}} + \boxed{\text{国年任意未加入期間}} + \boxed{\text{被用者年金加入期間}} = \text{通算老齢年金の受給資格期間} \\ \hspace{10em} \text{(カラ期間)} \\ \\ \boxed{\text{国年保険料納付・免除期間}} + \boxed{\text{国年任意未加入期間}} + \boxed{\text{被用者年金加入期間}} = \text{老齢基礎年金の受給資格期間} \\ \hspace{10em} \text{(合算対象期間)} \end{array}$$

●合算対象期間の趣旨

合算対象期間は、その性質上次の2つに分類されます。

- (1) 主たる目的が老齢基礎年金の受給権の確保にあるもの——各種の合算対象期間のうちのほとんどが、この目的を達成するために規定されたものです。

2 合算対象期間の具体例 (受給権の確保を目的とするもの)

●老齢（退職）給付を受けられるために国民年金に任意加入可能であった期間（昭和61年4月以後）

次の(1)から(6)までのすべてに該当する月（老齢基礎年金の受給資格要件における国民年金の保険料納付済期間に算入される月を除く）は合算対象期間に算入されます。（国年法附則第9条、機能強化法附則第10条）

- (1) 昭和61年4月以後である
- (2) 国民年金第2号被保険者でも国民年金第3号被保険者でもない
- (3) 20歳以上60歳未満である
- (4) 日本国内に住所を有する
- (5) 老齢厚生年金や退職共済年金などの老齢（退職）給付（国年法第7条第1項第1号。前出「I年金制度のしくみ」の「2国民年金の加入者」の表のなかの（注）を参照）を受けることができる
- (6) 上記(1)から(5)までにより国民年金に任意加入することができます（国年法附則第5条）が、①国民年金に任意加入しなかったか、または②国民年金に任意加入してもその月分の国民年金保険料を納付しなかった

●海外に住んでいるために国民年金に任意加入可能であった期間（昭和61年4月以後）

次の(1)から(6)までのすべてに該当する月（老齢基礎年金の受給資格要件における国民年金の保険料納付済期間に算入される月を除く）は合算対象期間に算入されます。（国年法附則第9条、機能強化法附則第10条）

- (1) 昭和61年4月以後である
- (2) 国民年金第2号被保険者でも国民年金第3号被保険者でもない
- (3) 20歳以上60歳未満である
- (4) 日本国内に住所を有しない
- (5) 日本国籍を有する
- (6) 上記(1)から(5)までにより国民年金に任意加入することができます（国年法附則第5条）が、①国民年金に任意加入しなかったか、または②国民年金に任意加入してもその月分の国民年金保険料を納付しなかった

*このような人が国民年金に任意加入することができるのは、昭和61年4月1日以後に限られます。国民年金に任意加入することができなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間は、「昭和36年4月から昭和61年3月までの、海外に住んでいた期間」によって合算対象期間に算入されます。

3 合算対象期間の具体例 (年金額の適正化を目的とするもの)

新法による国民年金は、20歳以上60歳未満（国民年金に任意加入すれば65歳に達するまで）の人は自営業者等であるか被用者であるかにかかわらず、すべて国民年金に加入し、高齢者になってから老齢基礎年金の支給を受けることを基本的な理念としています。そして、自営業者等である人は、原則的には20歳以上60歳（65歳）未満である間に限り、国民年金のみに加入することになっています。他方で、被用者である人は、20歳以上65歳未満である間に限らず、20歳未満であっても、国民年金と厚生年金保険の両方に加入することになっています。

また、被用者年金制度への加入期間のうち、被用者年金制度と被用者以外の自営業者等が加入する国民年金とが分立していた昭和61年3月以前の旧法による期間も、原則的には、新法による老齢基礎年金の額を計算する際に、国民年金の保険料納付済期間とみなされます。

ところで、被用者年金制度への加入期間のうち、20歳未満である期間、60歳以上である期間および昭和36年3月以前の期間は国民年金の対象とはならない期間であるため、これらの期間に基づく老齢基礎年金に相当するものは、65歳からの老齢厚生年金の経過的加算額として支給されます。したがって、被用者年金制度への加入期間のうち、20歳未満である期間、60歳以上である期間および昭和36年3月以前の期間を老齢基礎年金の額に反映させると、経過的加算額と老齢基礎年金との間で年金が重複して支給されることとなってしまいます。

そこで、被用者年金制度への加入期間のうち、20歳未満である期間、60歳以上である期間および昭和36年3月以前の期間は、老齢基礎年金の額には反映されなくても老齢基礎年金の受給資格期間には算入される合算対象期間として評価することとなっています。

●被用者年金制度への加入期間のうち、20歳未満および60歳以上の期間（昭和61年4月以後）

次の(1)から(3)までのすべてに該当する月（その分の厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によって消滅した月を除く）は合算対象期間に算入されます。ただし、昭和61年4月から平成3年3月までの、厚生年金保険第3種被保険者、船員任意継続被保険者、船員組合員または旧適用法人船員組合員であった期間を合算対象期間に算入する場合には、実際の月数を5分の6倍します。（国年法附則第7条の2、昭和60年改正法附則第8条第4項・第8項・附則第48条第3項）

- (1) 昭和61年4月以後の月である
- (2) 国民年金第2号被保険者としての被保険者期間に属する
- (3) 20歳到達月の前月以前であるか、または60歳到達月以後である

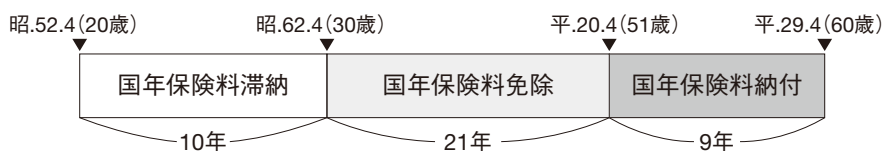
●昭和36年3月以前の通算対象期間

昭和36年3月以前の通算対象期間（前出「Ⅱ老齢年金の受給資格要件と年金額」の「2老齢

I 老齢基礎年金のみの事例

1 自営業者等の期間のみの人

- ① 昭和32年4月2日生まれの自営業者が、20歳に達した昭和52年4月から昭和62年3月までの10年間、国民年金の保険料を滞納する。
- ② 30歳に達した昭和62年4月から平成20年3月までの21年間、国民年金の保険料を免除される。
- ③ 51歳に達した平成20年4月から平成29年3月までの9年間、保険料を納付する。



●保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合計して10年以上

老齢基礎年金は、原則として、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合計した期間が10年以上あることを条件にして支給されます。(国年法第26条)

この事例の人の場合、保険料納付済期間だけでは10年に足りませんが、保険料免除期間を加えると30年となって老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

この事例の人のように合算対象期間を有していない人であっても、保険料納付済期間と保険料免除期間を合計した期間が10年以上あれば老齢基礎年金が支給されます。

●保険料免除期間の取扱い

自営業者等の国民年金の第1号被保険者（昭和61年3月までの国民年金の強制適用の被保険者を含めます）は、一定の要件に該当した場合、国民年金の保険料の納付を免除されます。

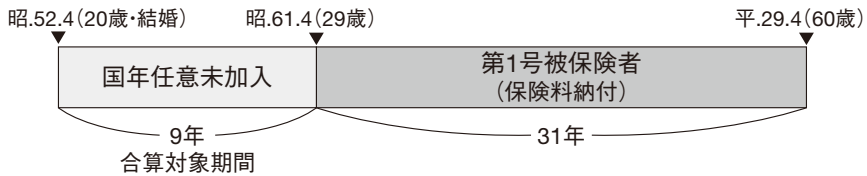
この免除制度には、障害年金を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けていれば届け出によって保険料の納付が全額免除される「法定免除」と、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けるなど、保険料を納付することが経済的に著しく困難なときに、厚生労働大臣に申請して認められることによって保険料の納付が一部または全額免除される「申請免除」の2つがあります（18頁参照）。

申請免除の改正経過

申請免除は、当初、「全額免除」のみの制度となっていましたが、平成12年4月以後、次のような改正が行われてきました。

3 国民年金の任意未加入期間がある人

- ① 昭和32年4月2日に生まれた女子が、20歳に達した昭和52年4月に厚生年金保険の障害年金の受給権者と結婚して昭和61年3月までの9年間、国民年金の任意未加入者となる。
- ② 国民年金法の改正により、29歳に達した昭和61年4月から60歳に達する月の前月の平成29年3月までの31年間、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付する。



●国民年金の任意未加入期間は合算対象期間

昭和61年3月31日までは、厚生年金保険など被用者年金制度から支給される障害年金の受給権者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金に任意加入することができました。しかし、任意加入しなかった場合には、その期間は合算対象期間とされます。(昭和60年改正法附則第8条第5項第1号)

また、昭和61年4月1日以後は、上記のような人は国民年金の強制適用の扱いを受けることになり、第2号被保険者または第3号被保険者に該当しない場合には第1号被保険者となり、国民年金の保険料を納付しなければならないことになっています。

この事例の人の場合、昭和61年4月1日以後の31年間の国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間と国民年金に任意加入しなかった9年の合算対象期間を合計すると40年となり、10年の老齢基礎年金の受給資格期間を十分に満たしたことになります。(国年法附則第9条第1項)

老齢基礎年金の年金額は

国民年金の任意未加入期間に係る合算対象期間は9年の老齢基礎年金の受給資格期間の計算に入りますが、カラ期間とされて老齢基礎年金の年金額に反映されません。

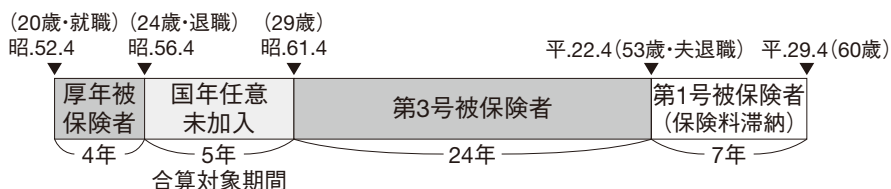
139・140頁のように、この人の加入可能年数は40年、保険料免除期間はなく、保険料納付済期間は31年ですので、老齢基礎年金の年金額は次の式で計算され、

$$779,300円 \times \frac{31年 \times 12}{40年 \times 12} = 603,958円 \text{ (月額50,329円)}$$

となります。

2 厚年と国年の加入期間がある人

- ① 昭和32年4月2日生まれの子が20歳に達した昭和52年4月から昭和56年3月までの4年間厚生年金保険の被保険者となる（平均標準報酬月額200,000円）。
- ② 24歳に達した昭和56年4月に退職し、厚生年金保険の被保険者である夫の被扶養配偶者となったため、同月から昭和61年3月までの5年間国民年金に任意加入できたが任意加入をしなかった。
- ③ 29歳に達した昭和61年4月に新年金制度が施行されたため、その月から夫が退職して厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する月の前月である平成22年3月までの24年間、国民年金の第3号被保険者となる。
- ④ 夫の退職により、53歳に達した平成22年4月から60歳に達する月の前月の平成29年3月までの7年間国民年金の第1号被保険者となるが、全期間保険料を滞納する。



●昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険の被保険者期間

昭和36年4月から昭和61年3月までの20歳以上の厚生年金保険の被保険者期間は、老齢基礎年金では保険料納付済期間とみなされます。（昭和60年改正法附則第8条第2項第1号）

●国民年金に任意加入できる期間

老齢基礎年金では、国民年金の任意加入者となれる期間のうち、20歳以上60歳未満の任意未加入期間は合算対象期間とされ、任意加入した期間は、60歳以上の期間も含めて保険料納付済期間となります。なお、国民年金に任意加入した期間は、昭和61年3月以前のものも含めて第1号被保険者としての保険料納付済期間とみなされます。（国年法附則第5条第9項、昭和60年改正法附則第8条第1項）

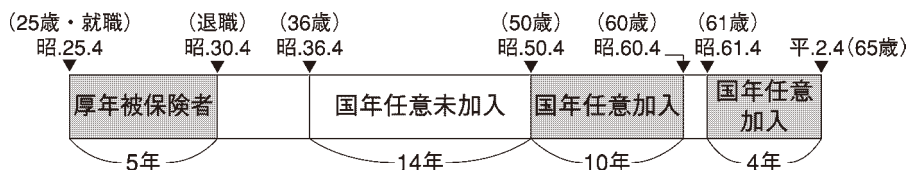
したがって、この事例の人の保険料納付済期間は、①の昭和52年4月から昭和56年3月までの4年間の厚生年金保険の被保険者期間、および②の昭和61年4月から平成22年3月までの24年間の国民年金の第3号被保険者の期間で、全部で28年となります。

また、②の国民年金の任意未加入期間である5年間が合算対象期間となりますので、保険料納付済期間と合算対象期間を合計すると33年となり、老齢基礎年金の受給資格期間を十分に満たしたことになります。（国年法附則第9条第1項、昭和60年改正法附則第8条第5項第1号）

この人は、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ありますので、60歳から特別支給の老齢

2 カラ期間を含めると25年

- ① 大正14年4月2日生まれ的女子が、25歳に達した昭和25年4月から昭和30年3月までの5年間、厚生年金保険の被保険者となる。(平均標準報酬月額150,000円)
- ② 36歳に達した昭和36年4月から60歳に達する月の前月の昭和60年3月までの24年間、被用者年金制度の加入者および被用者年金制度の老齢年金受給権者の配偶者として国民年金の任意加入被保険者となれたが、そのうちの昭和50年3月までの14年間は任意加入せず、50歳に達した昭和50年4月からの10年間は任意加入被保険者として保険料を納付する。
- ③ 国民年金法の改正により、昭和61年4月1日から日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人は国民年金の任意加入被保険者となれたため、61歳に達した昭和61年4月から65歳に達する月の前月の平成2年3月までの4年間、保険料を納付する。



●カラ期間を含めた場合は原則25年

通算老齢年金では、国民年金の任意未加入であったカラ期間による通算対象期間を含めた場合、受給資格期間は原則として25年となっていました。なお、この25年の受給資格期間には、201頁の表のように、昭和36年4月1日以後の通算対象期間(明治44年4月1日以前に生まれた人はそれ以前の期間も含める)が生年月日に応じて10年から24年あれば受給資格期間を満たしたとされる特例が設けられていました。

この事例の人の通算対象期間は、次の①から④までとなります。

- ① 昭和25年4月から昭和30年3月までの5年の厚生年金保険の被保険者期間
- ② 昭和36年4月から昭和50年3月までの14年の国民年金任意未加入期間(ただし、カラ期間の扱いを受けます)
- ③ 昭和50年4月から昭和60年3月までの国民年金の任意加入被保険者としての10年の保険料納付済期間
- ④ 昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金の任意加入被保険者としての4年の保険料納付済期間

注) 昭和61年4月1日以後の国民年金の保険料納付済期間(任意加入被保険者に係るものを含め、第2号被保険者に係るものを除きます)および保険料免除期間は、大正15年4月1日以前に生まれた人等の旧法対象者については、通算対象期間とされます。(昭和61